

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

セルフメディケーション税制は今年から始まっています。

Q 今年からセルフメディケーション税制が始まり、確定申告時の添付書類も簡素化されたと聞きましたが、これはどういうことでしょうか？

解説

医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受けるものは、医療費や医薬品購入費の明細書を確定申告書に添付しなければなりません。

1. セルフメディケーション税制の概要

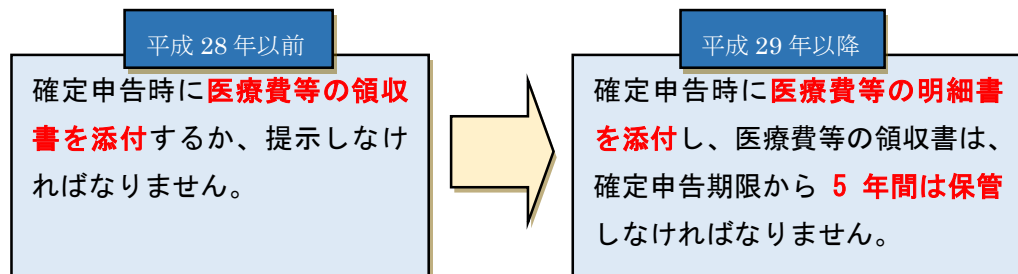
健康の維持増進や疾病の予防への取り組みとして**一定の取り組み（※①）**を行う個人が、**平成 29 年 1 月 1 日から**平成 33 年 12 月 31 日までの間に、スイッチ OTC 医薬品を購入した際に、その費用の額が **12,000 円を超える**ときは、その超える部分の金額（**年間 8 万 8 千円を限度**）について、総所得金額から控除する特例です。

（※①）一定の取り組みとは、意思の関与がある検診等や予防接種とされ、具体的には、メタボ検診、予防接種、定期健康診断、人間ドック、がん検診などをいいます。

2. 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制との関係

従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を同時に適用はできません。**どちらを適用するかを、納税者が選択することとなります。**

3. 確定申告時の添付書類



要するに…

従来の医療費控除は基本的に医療費等を 10 万円以上支払って初めて適用を受けられますが、このセルフメディケーション税制では **1 万 2 千円以上の支払いから適用可能**です。ドラッグストアなどで医薬品を購入した際にはレシート等を捨てずに保管しておきましょう。